

東京ビル再整備事業 その他の質問の回答（第1回）

No.	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	数	(数)	冊	(冊)		
1	敷地測量						敷地測量のCADデータがあれば、ご提示いただけないでしょうか。	敷地測量のCADデータは保有しておりません。
2	既存躯体						既存地下躯体ラインをご教示いただけないでしょうか。 (土留め含む)	要求水準書【別添6】より判断してください。
3	千代田区ワンルームマンション等建築物に関する指導要綱						学生寮部分に関しまして、千代田区ワンルームマンション等建築物に関する指導要綱に規定されるワンルームマンションには該当しないという理解で宜しいでしょうか。千代田区に問い合わせた際、県施設事業者を含めた所で運営方法やプランについての協議になるということでしたが、いかがでしょうか。	募集要項に関する質問の回答（第2回）No.32を参照してください。
4	千代田区開発事業に係る住環境整備条例制度						千代田区開発事業に係る住環境整備推進制度にあります地域貢献整備施設に関しまして、千代田区に問い合わせた際、県施設事業者の意向について確認されました。方針について何かありましたらご教示下さい。	現時点で特に方針はございません。
5	千代田区住宅附置制度要項						千代田区住宅付置制度要綱につきまして、千代田区に問い合わせた際、県施設事業者の意向について確認されました。方針について何かありましたらご教示下さい。	事業者の提案内容にもよりますので、現時点で具体的な方針をお示しすることはできませんが、行政との協議については設計段階において必要に応じて県も同席可能です。
6	既存施設の光熱水費						既存施設の電気・ガス・水道の使用量をご教示いただけますでしょうか。	使用量のデータは保有しておりません。 令和2年度の東京ビルの光熱水費（利用者負担分を含む。）の内訳は、下記のとおりです。 電気料金：約530万円、水道料金：約550万円

東京ビル再整備事業 その他の質問の回答（第1回）

No.	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	数	(数)	か	(か)		
7	既存施設の学生寮の募集要項等						<p>本施設での学生寮の計画を検討する参考として、既存施設での学生寮の学生募集要項及び寮規則、学生寮利用者数の推移、学生等からの要望事項等の開示をお願いいたします。</p>	<p>宮崎県東京学生寮管理規則（昭和47年宮崎県規則第20号）及び2022年度宮崎県東京学生寮入寮者募集要項（本文・学生寮概要）は、別添のとおりです。</p> <p>直近の過去3年間の学生寮利用者数（毎月末日時点の入寮者数の延べ人数）については、下記のとおりです。</p> <p>令和2年度：685人 令和元年度：868人 平成30年度：949人</p> <p>学生等からの要望事項等については、開示いたしません（入寮生に対する問合せ等は、御遠慮願います。）が、学生等からの意見を踏まえ、学生寮についての要求水準を作成しております。</p> <p>なお、本事業においては、学生寮の運営は事業者の業務の範囲に含んでおりません（別途、募集する予定です。運営委託等の業務範囲は、未定です。）。</p>
8	既存施設の学生寮の運営方法						<p>本施設での学生寮の計画を検討する参考として、既存施設での運営者及び運営の契約内容、運営規則、既存施設の運営者からの要望事項等の開示をお願いいたします。</p>	<p>現在の学生寮の指定管理者は、ジャパンプロテクション株式会社です。</p> <p>現在の指定管理の内容については、別添宮崎県東京学生寮指定管理者募集要領のとおりです。</p> <p>宮崎県東京学生寮管理規則（昭和47年宮崎県規則第20号）は、別添のとおりです。</p> <p>指定管理者からの要望事項等については、開示いたしません（指定管理者に対する問合せ等は、御遠慮願います。）が、指定管理者等からの意見を踏まえ、学生寮についての要求水準を作成しております。</p> <p>なお、本事業においては、学生寮の運営は事業者の業務の範囲に含んでおりません（別途、募集する予定です。運営委託等の業務範囲は、未定です。）。</p>

東京ビル再整備事業 その他の質問の回答（第1回）

No.	タイトル	該当箇所				質問	回答
		頁	数	(数)	か (か)		
9	既存施設の職員宿舎の運営方法					<p>本施設での職員宿舎の計画を検討する参考として、既存施設での職員宿舎の入居者規則、運営規則、既存施設の入居職員等からの要望事項等の開示をお願いいたします。また、既存施設の職員宿舎の運営・管理を委託されている場合は、委託先名及び委託内容等の開示をお願いいたします。</p>	<p>宮崎県東京ビル管理規則（昭和47年宮崎県規則第19号）及び宮崎県職員宿舎管理規則（昭和43年宮崎県規則第11号）は、別添のとおりです。</p> <p>既存施設の入居職員等からの要望事項等は、開示いたしません（職員に対する問合せ等は、御遠慮願います。）が、職員等からの意見を踏まえ、職員宿舎についての要求水準を作成しております。</p> <p>職員宿舎の運営・管理は、委託しておりませんが、学生寮を除く東京ビルの維持管理を指定管理者に委託しております（別添宮崎県東京学生寮指定管理者募集要領15(3)参照。）。</p> <p>なお、本事業においては、職員宿舎の運営は事業者の業務の範囲に含んでおりません。</p>
10	質問回答や貴県見解提示					<p>募集要項等に関する質問への回答や意見に対する貴県の見解につきまして「令和4年1月13日（木）まで」とありますが、令和4年1月13日以降、提案書提出〆切の令和4年4月25日の間に複数回の質疑受付回答の機会を設定していただきたくお願いいたします。</p>	<p>実施を予定している意見交換会においてご質問ください。</p>